

# 「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務（以下「本業務」という。）

## 2. 目的

石川県では復興の象徴として、海岸隆起などのジオ（大地）的な視点も取り入れながら、能登の豊かな自然や風土に触れ、魅力を体験することができる歩道として「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設を石川県創造的復興プランリーディングプロジェクトとして掲げている。

本事業では、のとSDGsトレイル（仮称）の創設にむけ、基本計画（案）の策定支援やトレイルの認知度向上のための取組等について、豊富なノウハウと情報を持つ業者を選定するため、企画提案型の公募型プロポーザルを行う。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4. 委託費用

10,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 5. 業務内容

### （1）「のとSDGsトレイル（仮称）」基本計画策定支援について

トレイル推進にあたっての価値と行動の共通ルールを定めるため、県や市町職員等からなるワーキンググループを3回程度開催するとともに、9月末を目途に国内外のトレイルを参考にしながら基本計画（案）を取りまとめること。

なお、ワーキンググループの開催にあたっては、外部有識者を5名程度検討し、メンバーの案を提示すること。

### （2）トレイルの認知度向上のための効果的な取組について

歩く旅の魅力や地域との関係性などトレイルの魅力を伝える地域参加型のイベント等を検討し、案を提示すること。

### （3）ルート策定を見据えたワークショップの開催内容・方法について

トレイルの理解度向上・ルート策定の参考とするため、100km程度の区間について地域住民等を参集した上でワークショップを開催すること。

（ワークショップの開催区間については、上述のワーキンググループでの議

論を踏まえて決定するものとする。)

なお、ワークショップの開催にあたっては、開催方法や内容を検討し、案を提示すること。

## 6. 本業務の実施条件

本業務を遅滞なく推進するために必要となる本業務の実施要件を以下に示す。

### (1) 工程表の作成

受託者は、本業務全体を遺漏なく適切に遂行するため、本業務におけるスケジュール、具体的な体制、工程管理方針・方法等を含んだ工程表を本業務契約締結後直ちに作成し、本県担当者の承認を得ること。

### (2) 工程管理

受託者は、作成し承認された工程表に基づき、「計画」「遂行」「リスク管理」を適切に行い、工程管理を行い、適宜本県に報告し、承認を得ること。

### (3) 打合せの実施

5に示した本業務を遂行するにあたり、受託者は、進捗状況の報告や提案内容の調整を兼ねて、本県と3週間に1回以上打合せを実施すること。また、受託者は必要に応じて、関連する事業者や有識者、本県が指定する者とも協議を行うものとする。

### (4) 議事録の作成、内容の計画への反映

本業務で行ったヒアリングやワーキンググループ等での議事録の作成を行い、そこで提案された内容は基本計画(案)の策定に反映できるよう検討すること。

### (5) 関連する法令等

本計画の策定にあたっては、自然公園法や都市公園法等の関連法令の内容を踏まえるとともに、環境省が自然公園の利活用のために打ち出す計画や施策等も考慮すること。

## 7. 本業務の成果物

以下の(1)から(3)に示す成果物を履行期限までに作成し、紙面および電子データ((3)は、電磁的記録媒体(CD-R等)に保存したもの)を提出すること。

### (1) 業務委託報告書(3部)

5に示した業務内容の各項目の報告書及び成果物

### (2) 本業務の遂行にあたって作成した関連資料一式(3部)

### (3) (1)～(2)を記録した電子データ

## 8. 執行結果報告書

本業務の完了後、7に示した成果物とともに、執行結果報告書を作成し、本県に提出すること。

## 9. 委託料の支払方法

受託者は、本県が実施する成果物の検査に合格した後、すみやかに委託料の請求書の本県に提出する。本県は、委託料の請求書に記載の日から30日以内に、本県財務規則に則り委託料を受託者に支払うものとする。

## 10. 知的財産権

- (1) 本業務の成果物及び成果物作成のために新たに作成した資料等（以下「成果物等」という。）に含まれる著作物の著作権は全て本県に帰属するものとする。本県は求めに応じて当該著作物の二次利用を無償で許諾することができるものとする。
- (2) 受託者は、成果物等に含まれる著作物が第三者の著作権や意匠権、商標権、肖像権、その他日本国の法令に基づき保護される一切の権利・利益（以下「知的財産権」という。）を侵害しないものであることを保証すること。  
本業務を履行するにあたり、第三者の知的財産権を利用する必要が生じた場合は、本県の承諾を得た上で、受託者の責任と費用負担において一切を処理すること。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に知的財産権にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と費用負担において一切を処理すること。  
この場合、本県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

## 11. その他

- (1) 受託者は、本業務で入手した情報に関して、機密を厳守し、本県の許可なく無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本業務の遂行において発生する諸経費（旅費、調査や成果物等の制作にかかる経費、外部有識者に対する謝礼等は受託者において手続きを行い、その全ての経費を負担する。  
ただし、本県の追加の要望で発生した経費については、受託者は事前に当該経費の負担について本県に相談し、協議できるものとする。
- (3) 本仕様書は、プロポーザル実施の時点において本県が想定しているものであり、本県と受託者の協議により、契約締結にあたっては適宜変更できるものと

する。

また、契約締結後も、本仕様書に定めのない事項、疑義を生じた事項については、その都度本県と受託者が協議して定めるものとする。

- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えた際は、その損害の責を負うものとする。

以上